

業債第26号(例)
2021年7月1日

国債元利金支払取扱店 御中

日本銀行業務局

「国債元利金支払取扱店事務取扱手続(在日外国銀行等用)」の一部改正に関する件

国債元利金支払取扱店の店舗の位置、名称等の変更届にかかる「押印」を見直すことに伴い、または規程整備の観点から、標記規程(平成5年12月17日付業債第10号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので通知します。

なお、本日以降も当分の間、改正前の書式を経過的に使用することは差し支えありませんので、申し添えます。

以 上

「国債元利金支払取扱店事務取扱手続（在日外国銀行等用）」中一部改正

- 540 代理店店舗位置名称等変更届の記載例中、「印」を削り、「日本銀行 業務局長 殿 または日本銀行 支店長 殿」を「日本銀行 御中」に改める。

- 540 代理店店舗位置名称等変更届の記載例③を次のとおり改める（全面改正）。

- ③ 店番号とは、「全国銀行店舗一覧」（一般社団法人全国銀行協会編集・発行）等に記載されている金融機関の店舗ごとのコード番号をいう。